

大崎町教育委員会外部評価委員会

点検・評価報告書

令和6年8月

大崎町教育委員会

大崎町教育委員会外部評価の基本方針

1. 概要

平成 19 年 6 月に『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』の一部が改正（平成 20 年 4 月 1 日施行）され、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果について報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられた。

このことから、本町教育委員会では法の趣旨に則り、効果的な教育行政の推進に資するとともに町民への説明責任を果たすため外部評価委員会を設置し、教育委員会所管の事務事業の点検を行うこととした。

(参考)

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」抜粋

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 4 項の規定により事務職員等に委任された事務を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。（平成 20 年 4 月 1 日施行）

2. 点検・評価に当たっての基本的な考え方

- (1) 成果を重視した行政運営を行うため、事後評価を基本とする。
- (2) 評価の客観性、透明性を確保するための外部評価を行う。
- (3) 評価の対象・方法は、毎年度、見直しを行う。

※ 平成 28 年度から評価方法を見直すこととした。

3. 点検・評価の対象

- (1) 教育委員会委員の活動状況

- ① 定例及び臨時教育委員会の会議状況
- ② その他の活動状況

- (2) 教育委員会所管の事務事業

教育委員会が所管する事務事業について教育委員会事務局で協議し、教育委員会で選定する。

4. 点検・評価の手順

- (1) 教育委員及び教育委員会事務局による自己評価
- (2) 外部評価委員による評価
- (3) 報告書の作成
- (4) 教育委員会で報告書の決定
- (5) 議会への提出及び公表

【評価項目】

- 【1】 大崎町教育振興基本計画施策体系図 (P2)
- 【2】 教育委員会委員の活動状況の評価について (P3~8)
- 【3】 主要事業の評価について

○ 管理課関係

- ①食育の推進 (P9~10)
- ②特別支援教育の推進 (P11~12)
- ③安全・安心な学校づくり (P13~15)

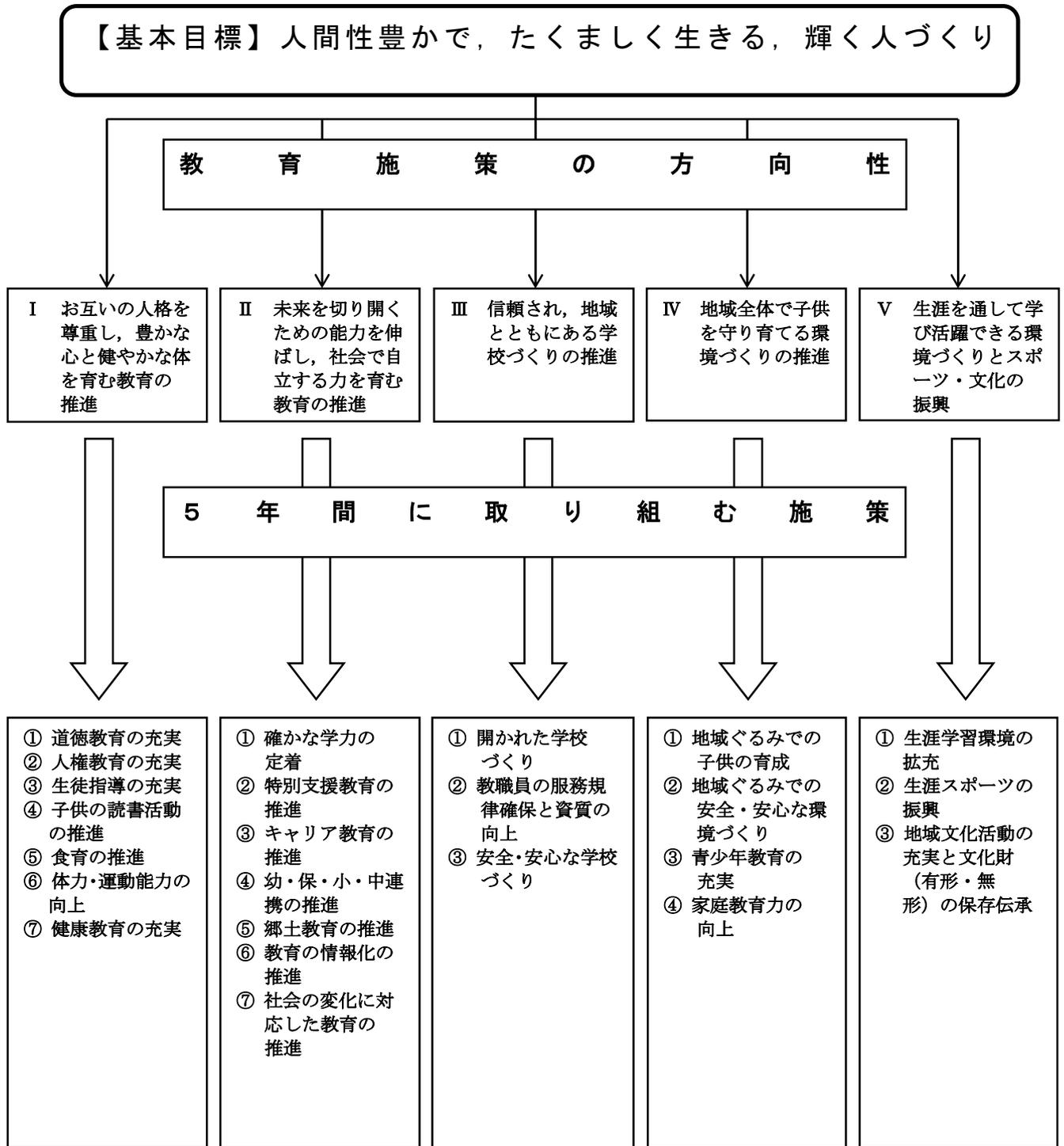
○ 社会教育課関係

- ①地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり (P16~17)
- ②地域文化活動の充実と文化財（有形・無形）の保存伝承 (P18~21)

【自己評価基準】

評価	評価区分	考え方
A	・計画どおり順調に進んでいる ・十分成果が上がっている	優れた取組や状況等が見られ、課題はほとんどなく、順調に計画が進んでいるもの
B	・概ね計画どおり進んでいる ・成果が見える	良い取組や状況等が見られ、若干の課題はあるものの、概ね順調に計画が進んでいるもの
C	・計画がやや遅れている ・一定の成果が見えるが改善が必要	計画の進捗がやや順調でないもの。また、一定の成果はあったが課題が生じたもの
D	・計画が大幅に遅れている ・成果が上がっておらず、抜本的な見直しが必要	課題が多く着手できていないか、着手してもほとんど成果が上がらないなど、計画がほとんど進まなかったもの

《大崎町教育振興基本計画施策体系図》



大崎町教育委員会委員活動状況

- 1 教育委員の状況
 - (1) 令和5年4月1日現在の委員数 → 4人（男性2人，女性2人）
- 2 教育委員会定例会等の状況
 - (1) 令和5年度の招集回数
 - 定例会 → 12回
 - 臨時会 → 1回
 - (2) 定例教育委員会及び臨時教育委員会での議案・報告件数
 - 議案件数 → 23件（令和4年度 15件）
 - 報告件数 → 42件（令和4年度 46件）
 - (3) 会議録の作成方法
 - 録音により会議録作成し，翌月の定例会で報告のうえ署名
 - (4) 定例教育委員会における主な審議内容

月	審 議 内 容
4月 定例会	協議事項 ○報告 ・学校校医等，学校運営協議会委員，青少年・一般海外派遣事業実行委員会委員，学校開放運営協議会委員及び学校開放管理指導員の委嘱について（報告） ○議事 ・大崎町文化財保護審議会委員の委嘱について（可決） ・大崎町史編纂委員会委員の委嘱について（可決） ・大崎町史編纂調査部会調査委員の委嘱について（可決） ・大崎町青少年・一般海外派遣事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について（可決） ・大崎町青少年・一般海外派遣事業実行委員会規約の一部を改正する規約の制定について（可決）
5月 定例会	協議事項 ○報告 ・スクールガード・リーダー，公民分館長の委嘱について（報告） ・区域外就学について（報告） ○議事 ・大崎町社会教育委員の委嘱について（可決） ・大崎町スポーツ推進審議会委員の委嘱について（可決） ・大崎町史編纂調査部会調査委員の委嘱について（可決）
6月 定例会	協議事項 ○報告 ・区域外就学に伴う就学させる学校の指定の変更について（報告） ・令和5年度一般会計補正予算（第3号）について（報告） ・大崎町立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について（報告） ・大崎町青少年活動事業実行委員の委嘱について（報告） ・軽スポーツイベントの開催について（報告）

	<p>○議事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度大崎町奨学生の決定について（可決） ・大崎町社会教育委員の委嘱について（可決）
7月 定例会	<p>協議事項</p> <p>○報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中学校教科用図書採択について（報告） ・大崎町中学校部活動地域移行検討委員会委員の委嘱について（報告） ・マンガ制作活用検討委員会委員の委嘱について（報告） ・図書館協議会委員の委嘱について（報告） ・学力向上プロジェクト夏期講座，青少年活動事業「サマーアドベンチャー」について（報告）
8月 定例会	<p>協議事項</p> <p>○議事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大崎町教育委員会外部評価報告書について（可決） ・猿喰の石造物の町指定について（可決）
9月 定例会	<p>協議事項</p> <p>○報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度一般会計補正予算（第4号）について（報告） ・軽スポーツイベント，くこの松原ビーチスポーツフェスタ，青少年活動事業「ふるさと学寮」について（報告）
10月 定例会	<p>協議事項</p> <p>○報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域外就学について（報告） ・「子ども会育成連絡協議会リーダー研修」，「文化祭」，「図書館まつり」について（報告）
11月 定例会	<p>協議事項</p> <p>○報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「人権フェスタ2023」，「町スポーツ少年団交歓大会」について（報告） <p>○議事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大崎町立立小野ふれあい館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について（可決） ・大崎町立立小野ふれあい館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する条例について（可決）
12月 定例会	<p>協議事項</p> <p>○報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度一般会計補正予算（第6号）について（報告） ・ソフトバレーボール大会，「令和6年20歳を祝う会」について（報告） <p>○議事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大崎町教育振興基本計画策定委員会設置要綱（案）について（可決）
1月 定例会	<p>協議事項</p> <p>○報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学期日の通知及び就学すべき学校の指定について（報告） ・就学させる学校の指定の変更について（報告） ・区域外就学について（報告）

	<ul style="list-style-type: none"> ・町子ども会大会，町PTA教育講演会について（報告） ○議事 ・大崎町教育振興基本計画策定委員会委員について（可決）
2月 定例会	<p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○報告 ・就学させる学校の指定の変更について（報告） ・区域外就学について（報告） ○議事 ・丁丑戦亡之冢，官軍墓地高山嘉奈次墓石，横瀬古墳出土遺物，飯隈古墳1号墳，飯隈古墳2号の町指定について（可決） ・大崎町奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について（可決） ・大崎町奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について（可決）
3月 臨時会	<p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人事案件について
3月 定例会	<p>協議事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○報告 ・区域外就学について（報告） ・令和5年度一般会計補正予算（第8号）について（報告） ・令和6年度一般会計予算（当初予算）について（報告） ○議事 ・令和6年度大崎町教育行政の重点施策の決定について（可決） ・大崎町立中学校スクールバス使用及び運航規則の一部を改正する規則の制定について（可決） ・大崎町立学校管理規則の一部を改正する規則の制定について（可決） ・大崎町立学校職員安全衛生管理規程の制定について（可決）

(5) 教育長の主な活動状況

- 4月－小中学校入学式，登校指導，町転入・新規採用職員宣誓式，大隅地区教育長会議など
- 5月－学校訪問，県市町村教育委員会連絡協議会定期総会・県市町村教育長会，曾於地区教育振興会総会，全国町村教育長協議会総会，社会教育委員の会など
- 6月－学校訪問，図書館運営協議会，部活動地域移行検討委員会など
- 7月－学校訪問，国体デモンストレーションスポーツ・ドッジボール大会，地区校長研修会，全国総文祭開会式など
- 8月－総合教育会議，曾於地区教育振興会管外研修，管理職等合同研修会，学力アップセミナー開講式など
- 9月－登校指導，小中学校運動会，国民体育大会（ビーチバレーボール），税の作品審査など
- 10月－小学校運動会，中学校部活動の地域移行検討会，小学校陸上記録会，特別支援学校分置協議会，偉人マンガ活用検討委員会など
- 11月－地域が育む「かごしまの教育」県民週間学校訪問，大丸小学習発表会，町文化祭，町史編纂委員会，中沖小研究公開など
- 12月－中学校間交流台湾出張，学力アップセミナー，人権フェスタ，持留小学習発表会など
- 1月－登校指導，二十歳を祝う会，県下一周駅伝・地区対抗女子女子駅伝激励会など
- 2月－町PTA活動発表研究大会，県下一周駅伝大会，学校給食運営委員会，部活動移行検討委員会，教育振興基本計画策定委員会など
- 3月－臨時教育委員会，小中学校卒業式，国体等解散総会，偉人マンガ贈呈式，台湾大同高級中学とのオンライン交流など

(6) 定例会において委員から出された主な質問等について

- ・定例会におけるタブレット使用について
- ・学校敷地における樹木の点検について
- ・学校における防犯対策について
- ・子どもの生活環境について
- ・ChatGPTの使用について
- ・川での事故について
- ・夏休み明けの新学期に向けて子供たちへの心配りにについて
- ・特別支援学校の分置について
- ・ICT端末の利用状況について
- ・フッ化物洗口の実施開始以降の虫歯の状況について
- ・教育DXの推進について
- ・土曜授業の実施に伴うその後の検証等について
- ・教員の休職等の状況について
- ・二十歳を祝う会の実行委員会について

(7) 定例会の工夫

- 各委員が行事等に参加した意見，感想の報告を毎月定例会において行う。
- 自由な提案や所見，指導等を発言できるよう討論の時間を設定している。
- 諸問題や事業内容の説明等，時節の話題について討議している。
- 定例会終了後，委員同士で意見交換を実施している。

3 教育委員の研修会等

- 5月11日 曾於地区教育振興会理事会・総会（曾於市）
- 5月12日 市町村教育委員会連絡協議会定期総会（鹿児島市）
- 7月25日 市町村教育委員会委員研修会（鹿児島市）
- 8月 3日 九州地区市町村教育委員会研修大会（佐賀市）
- ～4日 曾於地区教育協議会研修会（佐賀市）

※ 反省点及び評価

令和2年度から第3次大崎町教育振興基本計画における基本目標を「人間性豊かで、たくましく生きる、輝く人づくり」として掲げ、「おおらか さわやか きやわかな大崎の教育」を合言葉に、「大きな心で思いやりがあり明朗誠実な人」「強いからだど気力に満ちた心身共に健康な人」「夢の実現に向け生涯学び続ける輝きのある人」づくりに向けて、24の施策を進めているところである。

教育委員として、今後も定例会における協議事項や学校訪問、地域活動の交流、様々なイベント等を通じて、現状の把握に努め、教育ニーズの声を引続き届けていく必要がある。

新型コロナウイルス感染症の分類が第5類に移行したことにより、約3年に及ぶ行動制限が解除されたが、完全にコロナ禍以前の形態には戻りきってはいないものの、様々な活動が再開されている状況である。

まず、学校教育活動では、教職員の働き方改革については、中学校の部活動の地域移行を引き続き検討課題として取り組む必要がある。学校施設関係では教育委員会と連携し、改修計画に従い改修を行い安全安心な学校づくりに取り組んだ。

社会教育活動においては、これまで事業の中止や縮小を余儀なくされていた生涯学習講座や生涯スポーツ、文化芸術、青少年活動などの事業については、積極的に事業展開されている。

教育委員としても本町の教育政策を充実発展させるためには、行政運営との調和を図ることが重要であることから首長部局と連携を密にしながら尽力していきたい。

※ 外部評価（外部評価委員会の意見）

教育委員会において年間の行事計画を立案し、それに沿った教育長や教育委員の出席・参加がなされており、活動の状況がわかる。毎月開催の定例会においては、各委員が聞きたいこと、疑問に感じたことの発言があり、それを委員間で共有しているとのことである。また、外部評価委員としても委員から出された質疑・意見は知りたいところであるため、情報共有がなされた。今後も活発な委員会であってほしい。定例会における審議内容も分かりやすくまとめている。

国の教育振興基本計画に「ウェルビーイング」というキーワードが出てくる。教職員のウェルビーイングが教育にとって大事なことである。心身ともに社会的にも安定した職場の環境をつくり上げることが、教職員や児童生徒にとっても、より良い教育環境になるのではないか。教員志望者数の減少もしかりである。働き方改革が謳われている昨今、国の動向を注視し取り組んでほしい。また、町の第4次教育振興基本計画策定に向けて多方面から意見を取り入れようと策定委員会を設け、検討していくことは評価できることである。素晴らしい計画を策定してほしい。

また、町史の編纂、ふるさとの偉人マンガ編纂、町指定文化財の見直し、鹿児島国体、台湾交流など新たな取り組みの推進がなされたことは評価する。

I 事業内容

担 当 課	管理課
施策の方向性	I お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育の推進
施 策	⑤ 食育の推進
目 的	児童・生徒一人一人の食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせ、食に関する指導の充実を図り、食に関する自己管理能力を育てる。
実 施 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○食に関する指導の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・食に関する指導の全体計画，年間指導計画に基づく指導の推進 ・栄養教諭による指導の充実 ○家庭との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・望ましい食習慣等への啓発活動の推進

II 年度別の決算額

(単位:千円)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
事 業 費					

III 自己評価

1. 活動・成果の指標（具体的な数値目標）と評定

指 標		実 績	評価
①	食に関する指導の全体計画の作成 作成率 100%	・食育の推進の全体計画作成 100% 学校の教育課程での各教科・行事・学校生活の中で、食に関する指導の目標に沿った内容を精選し、学年に応じた計画を作成して、実施している。	A
②	栄養教諭の活用	・全学校で栄養教諭が授業に参加し、指導を行った。	A
③	望ましい食習慣等への啓発活動の充実 給食試食会の実施	・令和5年度は、7校中5校が実施した。	B

2. 事務事業の成果と課題

成 果	<ul style="list-style-type: none"> 各学校で食に関する指導の全体計画が作成され、計画的に実施している。また、栄養教諭を活用して、食に関する指導に充実を図っている。 給食試食会の実施により、保護者に対して給食への理解や望ましい食習慣等への啓発活動に努めている。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> 食に関する指導をより一層充実させるために、SDGsの取組等と関連させて改善を図っていく必要がある。 朝食の摂取や栄養バランスの重要性など、望ましい食生活、食習慣について、家庭への啓発を推進していく必要がある。

3. 総合評価

評価及び方向性	評価	B	方向性	継続・廃止
<p>食に関する指導については、各教科や行事などを通して、食に関する指導の観点で児童生徒育成に各学校取り組んでいる。栄養教諭の活用における支援を行い、各学校授業を充実させている様子が見られる。家庭への啓発も含め、今後も継続する必要がある。</p>				

IV 外部評価

外部評価の意見	<p>朝食摂取率が90%以上とのことである、充分摂れていない家庭への働きかけが行われているので、100%を目指して継続して行うべきである。学校現場においては、「SDGsの会」を立ち上げて、残食をしないなどの取り組みがみられ、今後、興味を抱かせるような活動内容に期待する。給食試食会の再開や、給食費の完全無償化に向け尽力されたことは、保護者にとっては非常に喜ばれたことであるので評価に値する。しかし、無償化になると給食経費に対して関心が薄れてくると思われるため、1食あたり、または、1ヶ月分の金額を「給食だより」で周知することが望ましい。</p> <p>町内においても4ヶ所の子ども食堂が展開中である。今のところ教育委員会との関係性はないとのことである。開始当初は、生活困窮者対策から始まったようであるが、現在では地域コミュニティの場として活動している面もあると思われるので、連携を模索してみてもいいのではないかと。</p>
---------	---

I 事業内容

担 当 課	管理課
施策の方向性	Ⅱ 未来を切り開くための能力を伸ばし，社会で自立する力を育む教育の推進
施 策	② 特別支援教育の推進
目 的	障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち，児童生徒一人一人の教育的ニーズに応える指導・支援の一層の充実を図る。また，就学前から中学校卒業までの切れ目ない教育相談・支援体制を構築する。
実 施 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・校内教育支援委員会の開催 ・個別の教育支援計画及び指導計画の作成 ・特別支援教育支援員の配置と効果的な活用 ・就学や進学に係る教育相談の充実

Ⅱ 年度別の決算額

(単位:千円)

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
事 業 費	1,214	1,056	832	832	

Ⅲ 自己評価

1. 活動・成果の指標（具体的な数値目標）と評定

	指 標	実 績	評価
①	校内教育支援委員会の複数回開催(開催率100%，開催回数年2回以上)	<ul style="list-style-type: none"> ・町内全ての学校で，複数回校内教育支援委員会を開催した。 ・実施回数の平均は3回/年 	A
②	支援が必要な全ての児童生徒への個別の教育支援計画及び指導計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学級在籍の児童生徒100% ・特別支援学級在籍ではないが支援の必要な児童生徒への作成を進めている。 	B
③	特別支援教育支援員の配置し充実を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・町内学校に支援員を15名配置した。配置方法については，支援が必要な児童数や特別支援学級の数等を考慮した。 	B
④	就学に関する教育相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿屋特別支援学校教諭を教育相談員として招聘し，保護者を対象に就学や進学に係る教育相談を行った。 ・保護者の都合等により，相談を受けてほしい保護者全てに教育相談を実施できなかった。 	B

2. 事務事業の成果と課題

成 果	<p>本町では、すべての学校で特別支援学級が開設されており、全学校が校内委員会を開催している。ここでは、支援が必要な児童生徒についての情報共有や今後の指導方針について協議が重ねられている。</p> <p>また、特別支援教育支援員については、町内すべての学校に15名が配置されている。配置に当たっては、支援が必要な児童生徒や特別支援学級の在籍者数等に配慮しており、各学校で特別支援教育コーディネーターにより校内の支援体制が概ね整っている。</p> <p>これらの取組の充実もあり、一人一人のニーズに応じた支援について、保護者からの要望も高くなっている。</p>
課 題	<p>支援が必要な児童についての入級を進める際、保護者によって子供の障がいへの理解に差があり、支援が必要な児童生徒がいるにも関わらず、教育相談が十分に受けられなかったり、個別の支援計画、指導計画が策定できなかったりする場合も見られる。</p>

3. 総合評価

評価及び方向性	評価	B	方向性	継続・廃止
<p>特別支援教育については、特別支援学級の設置や特別支援教育支援員の配置、また、校内支援委員会の充実により支援体制が整ってきている。</p> <p>一方、子どもの障がいに対する保護者理解については、家庭により十分な理解を得られていない現状もある。今後は、町保健福祉課とさらに連携を充実させることで、就学時健康診断等の機会を捉えながら、的確な就学指導を続けたい。</p> <p>また、今後も、移行支援シートを活用し、幼稚園・保育園から小学校への接続、支援を切れ目なく行う必要がある。</p>				

IV 外部評価

外部評価の意見	<p>支援員の配置については、学校現場の意見からは、非常に助かっているとのことであるため、制度が充実していると思われることから評価できる。また、就学前から町保健師と連携し、認定こども園や保育園回りをして早期の段階から情報収集をしているので継続して行ってほしい。</p> <p>家庭との連携や理解が課題であると思われるので、各学校でも研修等を通して課題の改善に繋げてほしい。</p>
---------	--

I 事業内容

担 当 課	管理課
施策の方向性	Ⅲ 信頼され、地域とともにある学校づくりの推進
施 策	③ 安全・安心な学校づくり
目 的	小中学校施設の安全性を高めるため、計画的に老朽化した施設の改修を進める。また、児童生徒が安心して教育が受けられるよう安全管理に関する取組を充実させるとともに、経済的理由により修学困難な者に対して学資を貸与等の支援を行い有用な人材を育成する。
実 施 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校施設長寿命化計画に基づく施設改修 <ul style="list-style-type: none"> 大崎・持留小学校遊具新設工事 2,737,800 円 菱田小学校屋内運動場等大規模改造工事 補助率 1/3 151,250,000 円 ※国庫補助については、アスベスト改修事業該当分のみ 大崎小学校特別教室等空調設備設置工事 補助率 1/3 17,270,000 円 大崎小学校特別教室等空調設置電気設備工事 補助率 1/3 12,574,000 円 大崎中学校特別教室等空調設備設置工事 補助率 1/3 16,258,000 円 大崎中学校特別教室等空調設置電気設備工事 補助率 1/3 15,924,000 円 ・ 子供の移動経路・通学路等の合同点検 <ul style="list-style-type: none"> 子供の移動経路・通学路等安全推進会議において、関係各機関と合同点検を実施（11箇所） ・ スクールバス運行事業の実施 24,809,136 円 <ul style="list-style-type: none"> 野方・持留方面 2 路線 16,500,000 円（有）福留交通観光 中沖・菱田方面 1 路線 8,309,136 円（有）岩切観光バス ・ 奨学資金貸与事業等の実施 （大崎町奨学金） <ul style="list-style-type: none"> 新規貸与 3名 1,080,000 円 継続貸与 2名 540,000 円 貸与計 5名 1,620,000 円 令和 5 年度調定額 7,744,600 円／令和 5 年度返還額 6,700,050 円 現年度分調定額 6,974,400 円／現年度分返還額 6,291,800 円 過年度滞納繰越額 770,250 円／過年度滞納繰越額返還額 408,250 円 （リサイクル未来創生奨学制度） リサイクル未来創生奨学ローン償還補助金 31名 1,100,451 円 ※令和 5 年度時点の同奨学ローン利用者数 延べ 74 名 ・ 遠距離通学補助金の支給 <ul style="list-style-type: none"> 令和 5 年度 9 世帯 204,000 円 ・ 学校給食費補助金 <ul style="list-style-type: none"> 28,795,600 円 児童 1 人月額 2,800 円/4,300 円（個人負担額 1,500 円） 生徒 1 人月額 3,200 円/5,200 円（個人負担額 2,000 円） ・ 就学援助の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> 要保護児童生徒数 小学生 9 名，中学生 5 名，計 14 名 準要保護児童生徒数 小学生 68 名，中学生 42 名，計 110 名 学用品費等（新入学学用品費を含む）や修学旅行費，給食費などを援助

	<p>援助額 小学生 2,790 千円, 中学生 3,214 千円, 計 6,004 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入学援助金の支給 <ul style="list-style-type: none"> 小学校 101 名 3,030,000 円 中学校 115 名 3,450,000 円 ・ 交通安全教室や避難訓練等の実施 <ul style="list-style-type: none"> 交通安全教室 <ul style="list-style-type: none"> 大崎小 1 回, 菱田小 1 回, 中沖小 1 回, 持留小 1 回, 大丸小 2 回, 野方小 1 回, 大崎中 1 回, 計 8 回 避難訓練 (不審者対応訓練を含む) <ul style="list-style-type: none"> 大崎小 4 回, 菱田小 5 回, 中沖小 3 回, 持留小 2 回, 大丸小 6 回, 野方小 3 回, 大崎中 2 回, 計 25 回
--	---

II 年度別の決算額

(単位:千円)

年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
事 業 費	497,228	79,601	75,406	287,980	

III 自己評価

1. 活動・成果の指標 (具体的な数値目標) と評価

指 標		実 績	評価
①	学校長寿命化計画に基づく計画的な改修等の実施	計画に基づいた予定事業を計画どおり実施できた。	A
②	子供の移動経路・通学路の合同点検	町内 6 小学校からの要望を基に, 関係機関と改善に向けた協議を行い公表した。	B
③	スクールバス運行事業の実施	野方方面 (2 路線), 菱田方面 (1 路線) の運行を行い, 95 名の生徒が乗車した。	A
④	町奨学金貸与事業・リサイクル未来創生奨学ローン償還補助金	町奨学金を大学生 5 名 (新規 3 名, 継続 2 名) に貸与し, リサイクル未来創生奨学ローン借入者の 31 名への元金・利息の補助を行った。	A
⑤	経済的負担の軽減	要保護・準要保護世帯への就学援助費の支給や, 給食費の一部補助, 入学援助金の支給等の経済的負担軽減事業を行った。	A
⑥	交通安全教室や避難訓練の実施 (毎年度)	交通安全教室と不審者対応も含んだ避難訓練を実施した	A

2. 事務事業の成果と課題

成 果	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の改修は、学校施設長寿命化計画に基づき、国庫補助金の交付を受けて概ね計画通りに進められた。 ・スクールバス運行事業は、平常時は基より自然災害等が発生する恐れがある際も、委託業者の協力もあり適正に運航が行われた。 ・奨学金貸与事業や経済的負担軽減策については、計画の通り事業を遂行できた。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の整備については、国庫補助を有効に活用しながら整備しているところであるが、費用負担も大きく、補助採択がなければ事業実施計画を見直す必要がある。 ・子供の移動経路や通学路の安全性を確保するため、今後も各関係機関と協議・連携して行く必要がある。 ・町奨学金の償還については、制度の維持を図るためにも、納付について理解促進に努める必要がある。 ・物価の高騰などの影響による家庭の教育における経済的負担を軽減するため、今後も社会情勢の動向を見据えた支援策を実施していく必要がある。

3. 総合評価

評価及び方向性	評価	A	方向性	継続・廃止
<p>学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であると同時に、災害発生時における一時的な避難場所としての役割を担うことから、今後も学校施設の老朽化対策を計画的に進める必要がある。</p> <p>また、児童生徒が安心安全な教育を受けられるよう、社会経済状況の把握や自然災害の発生状況にも留意しつつ、安全管理対策及び適正な就学支援に努めることが求められている。</p>				

IV 外部評価

外部評価の意見	<p>校舎等の改修工事は計画立てて実施されているとのことであり、予算も補助金や基金を活用して事業にあたっているため、今後も計画どおりに進めてもらいたい。</p> <p>スクールバスのバス停に送迎時に保護者の車が列をなすところがあるとのことであるが、安全面から位置の変更など改善を図ってはどうか。また、通学路が雑草に覆われている箇所が多くみられるが、関係機関と協議し解決方法を探ってはどうか。</p> <p>経済面でも児童生徒・保護者にとって多種多様な補助金が創設されて運用されている点は評価できる。</p>
---------	---

I 事業内容

担 当 課	社会教育課
施策の方向性	IV 地域全体で子どもを守り育てる環境づくりの推進
施 策	② 地域ぐるみでの安全・安心な環境づくり
目 的	町内の子どもたちの安心・安全な健全育成のため、すべての町民が地域全体で子どもを守り育てるための取り組みを推進する。
実 施 内 容	○地域全体の見守り体制の整備 ・生活指導の年間計画 ・計画に基づく啓発活動等の実施 ○関係機関で児童・生徒の安全に関する情報の共有を図る ・各種関係団体間の情報共有

II 年度別の決算額

(単位:千円)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
事 業 費	136	104	137	136	

III 自己評価

1. 活動・成果の指標（具体的な数値目標）と評定

指 標	実 績	評価
① 校外生活指導の年間計画の作成	・年2回、校外生活指導連絡協議会を開催し、年間の事業実施内容等について協議し決定している。	A
② 長期休業中の校外生活パトロールの実施	・令和5年度は、夏休み中に4回、春休み中に4回の計8回実施した。	A
③ 長期休業中の帰宅放送の実施	・令和5年度は、夏休みを大崎小児童、冬休みを大崎中生徒、春休みを大丸小児童が担当し、防災無線による夕方の帰宅放送を実施した。	A
④ 学校、地域、警察等の関係団体間での情報の共有を図る	・校外生活指導連絡協議会の中で、学校内の児童・生徒の現状について、生活指導研究協議会から報告 ・青少年の補導状況等について、志布志警察署から報告 ・生活指導の現状と課題について、小学校、中学校、高校から報告	A

2. 事務事業の成果と課題

成 果	<ul style="list-style-type: none"> ・校外生活指導連絡協議会は年2回開催し、学校、家庭、地域、警察等の関係団体の方々の参加をいただき、児童・生徒の健全な育成を目標として、生活指導の充実を図るための年間計画等について協議を行い、事業実施している。 ・学校の長期休業中に、主に地域の夏祭り等に合わせて、校外生活パトロールを実施している。祭り会場、公園、コンビニ等の巡回を行っているが、問題事例等は確認されず、良好な状態が維持されている。 ・各関係団体が持つ情報の共有ができており、児童・生徒を取り巻く現状把握ができ、共通理解をもって計画等を立てることができている。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・校外生活パトロールでは問題事例等なく、屋外では健全な状態が維持されていると思われるが、情報モラル（SNSやインターネット等）やゲーム依存等の問題を抱えている児童・生徒がいることが確認されている。学校でもそれについては注意喚起を行っており、町PTAでも「携帯・スマホ・ネットの指導」を重点運動項目として取り組んでいるところである。

3. 総合評価

評価及び方向性	評価	A	方向性	継続・廃止
<p>子どもたちの安全・安心な環境づくりのため、校外生活指導連絡協議会で関係団体が協議し、啓発活動、生活指導事業等を実施、良好な状態が保たれている。この状態を維持するために、今後も継続していくことが必要である。</p>				

IV 外部評価

外部評価の意見	<p>SNS やインターネット等の情報モラルやゲーム依存の問題を抱えている児童・生徒がいる。学校で配布されている児童・生徒用のタブレットについては、有害サイトの閲覧など学校側で指導できる環境にあるが、携帯・スマートフォンについては、各家庭内でのチェックやルールづくりの態勢を整える必要がある。ネットを介した様々な問題の発生が危惧されるため、携帯・スマホに関する取り扱いについては、PTAやその他関係機関による指導を充実させて欲しい。SNS については、その仕組みや新しい機能などの情報を収集し、学校など社会全体で情報共有しながら対策を強化して欲しい。無料 wi-fi スポットなどは子供たちが集まる傾向にあるため、利用できる時間帯を設定するなど対策が必要ではないか。</p> <p>校外生活パトロールについては、一部の人に負担が偏らないような配慮が必要である。また、地域全体で子どもを守り育てる環境づくりについては、根本的に地域の繋がりが希薄化してきている状況である。下校時の見守り活動など、現役世代は対応が難しい部分がある一方、広く声掛けすれば対応できる方がいるので、地域全体で子どもを守り育てるための取り組みを推進して欲しい。</p>
---------	---

I 事業内容

担 当 課	社会教育課
施策の方向性	V 生涯を通して学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興
施 策	③ 地域文化活動の充実と文化財（有形・無形）保存伝承
目 的	地域の郷土芸能や伝統行事等の担い手育成と地域の文化財活用を通じて、地域の特性や個性を生かした地域づくりを推進する。 地域伝統芸能等の継承と多彩で特色ある文化芸術を創造し、心豊かな活力ある地域社会の実現に向けて、芸術文化を振興する。
実 施 内 容	○地域の郷土芸能や伝統行事の継承と公開 ○文化財の管理と活用及び文化財愛護思想の啓発 ○文化芸術活動に参加できる機会の拡充 ○文化活動拠点としての中央公民館施設の活用 ○郷土の文化財の保護と新たな文化芸術活動の創出

II 年度別の決算額

(単位:千円)

年 度	R2	R3	R4	R5	R6
事 業 費	1,122	1,359	1,250	4,784	

III 自己評価

1. 活動・成果の指標（具体的な数値目標）と評定

指 標		実 績	評価
①	地域の郷土芸能や伝統行事の継承と公開 ・町指定無形文化財「照日神社の神舞」の保存と継承 ・学校における伝統芸能継承活動の調査と公開	・町文化協会から保存会に対して、活動実績に応じて「伝統文化育成費」として25,000円を助成した。 ・令和5年度の学校における伝統芸能の取り組み活動を行っている小学校から情報をもらい、県のホームページへの公開した。	B
②	文化財の管理と活用及び文化財愛護思想の啓発 ・史跡及び展示施設の保護管理 ・文化財案内板の更新 ・文化財を活用した学習活動 ・学校における郷土学習支援	・年間の史跡の刈払い回数は横瀬古墳（5回）、飯隈1号墳・2号墳（6回）、神領7号墳（2回）、神領10号墳（1回）である。近年、夏場の雑草の成長が著しく、神領7号墳は苦慮した。 ・3年に1度の中央公民館郷土資料展示室の燻蒸を行った。郷土資料に影響のある動物遺体の報告はなかった。 ・中央公民館前の文化財案内板と飯隈遺跡群の説明板が老朽化していたため、新たに作り直した。 ・地域住民向けの歴史講座（年間3回）を開設した。10名の受講生が参加した。 ・学校の社会科授業等での講話や文化財の案内を実施した。令和5年度は菱田小、大丸小、大崎小、大崎中から講話依頼や、施設見学の申し込みがあった。	A

③	文化芸術活動に参加できる機会の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年11月11日と12日に町文化祭を開催した。舞台発表では、文化協会加盟団体の他にヴァイオリン・ピアノ演奏や、ストリートダンスをゲスト出演依頼した。作品展示では、文化協会加盟団体の他、児童生徒作品、生涯学習講座作品、一般作品など広く出展の参加を促した。 ・文化祭では、FM おおさきと連携して、映画上映も実施した。 	A
④	文化活動拠点としての中央公民館施設の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度から中央公民館2階ロビーの作品展示スペースとしての活用を図っている。個人展示9名、団体2団体が展示の申請があった。 ・ホールにおける文化イベントとして、町文化祭芸能発表の他、民間文化団体主催による発表会4件、映画上映2件、音楽公演2件（県警・大崎中吹奏楽部）、お遊戯会5件の実績であった。ホールの文化イベントとしての活用はコロナ禍の頃より利用が増えている。 ・公民館施設での公民館施設の文化芸術活動利用率21.4%だった。 	A
⑤	郷土の文化財の保護と新たな文化芸術活動の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・未指定文化財の調査成果及び学術的評価に基づく町指定化 ・町史編纂に係る体制作りと情報収集 ・マンガを活用した郷土学習教材の制作 	<ul style="list-style-type: none"> ・6件の未指定文化財について、町の指定とした。指定に当たって、有識者の指導を得たり、飯隈1号・2号墳については、確認調査を実施したりして、再評価を行った。 ・町史編纂に係る情報収集を行うため、地域住民17名を調査員として委嘱し、調査部会を設立し、各分野における聴き取りや文献等からの情報収集を行った。また調査員から委員4名を選出し、さらに有識者2名を顧問として委嘱し、教育長を委員長とする編纂委員会を設立した。編纂委員会では、大綱や書籍の規格や編纂計画などを協議した。 ・B&G財団の助成を得て、野方荒佐野地区の移民による開拓の物語を漫画化した。製本された漫画は各学校の学級図書や図書室での閲覧用として配布し、かつ児童生徒が教材として使いやすいようにタブレットでも観れるようにした。 	A

2. 事務事業の成果と課題

成 果	<p>地域の伝統芸能や伝統行事については、現在の保存団体や学校の取り組みに対して積極的な働きかけができていないのが現状である。県内ではコロナ禍と少子高齢化によって、消滅する伝統芸能や伝統行事が増加する傾向にあり、対策を打ち出せていない状況もある。文化祭での公開や、記録保存などの取り組みが必要と考える。</p> <p>コロナ禍にあった時期からすると、公民館使用も活発になり、文化活動で利用する件数も増加傾向にある。令和5年度は映画の上映や、鹿児島県警音楽隊による演奏会などでの利用もあったので、芸術文化鑑賞事業も充実していたと言える。</p> <p>新たな町指定文化財について、歴史的価値があるとされながらも指定されていなかった物件を改めて価値づけできたことは良かった。</p> <p>町史編纂に関しては、組織体制づくりができた。編纂に向けて大きく前進できたのは良かったと言える。また、誰でもがなじみやすい「マンガ」という形で、郷土学習教材を制作し、教材として各学校の学級文庫や図書室に配布し、タブレットでも誰でも閲覧できるようにした。また、ホームページでの閲覧ができるようにしたので、地域住民や大崎町出身者の反響もあった。</p>
課 題	<p>定期的に伝統芸能を文化祭のプログラムに組み込めるよう、町文化協会と協議を重ねて計画をしていく必要がある。</p> <p>中央公民館2階ロビーでの展示に関しては、公民館利用者の動線から外れているためか、作品の展示に気づかない人も多く、展示作品の周知だけでなく、ロビーがコミュニティースペースとして気軽に活用できるような工夫が必要と思われる。また、継続的に公民館を文化イベントで活用できるような取り組みを検討する必要がある。</p> <p>今後も未指定文化財の再評価を行いながら、貴重な物件は指定化を目指していきたいが、今後町史編纂事業が本格化する中での調査研究や手続きが困難になることも想定される。また、指定後の管理の在り方も検討が必要である。管理についても刈払いの回数を増やすなど務めたが、郷土資料展示室については、気密性の低さから、昆虫が侵入しやすい環境にある。</p> <p>町史編纂では、調査員の積極的な取り組みで情報が集まってくる分野もあるが、情報入手の取っ掛かりが見出せていない分野もあり、調査の進捗や調査員の意識にばらつきが出始めているのが課題である。</p> <p>偉人マンガについては、令和6年度以降に学校や地域で積極的な活用が図られるよう働きかける必要がある。また、マンガやイラストを使った文化芸術活動も今後検討していても良いと考える。</p>

3. 総合評価

評価及び方向性	評価	B	方向性	継続・廃止
<p>文化振興面では、新たな試みを始めているが、地域住民が文化芸術活動に触れるところまではまだ至っていないと考える。またシニア世代だけではなく、若い世代の関心を引くイベントを仕掛けていく対策も必要である。</p> <p>文化財保護では、文化財を改めて評価し、後世に残していくといった面では、昨年度充実した取り組みができたと思う。引き続き文化財の再評価は行っていくべき分野である。一方で施設の老朽化に伴い、郷土資料の保管状況が悪くなっている点に関し、根本的な解決策が見出せなかった。</p>				

IV 外部評価

外部評価の意見	<p>文化芸術活動について、文化祭は近年、来観者が少ない状況であったが、昨年は子どもによるダンスの舞台発表があり、来観者が多く活気があった。町内で活動している団体や幼稚園・保育園、各学校の発表会を文化祭のプログラムに取り込めば、来観者も増え活気のある文化祭になるのではないかと。また、町外の文化芸術活動の団体などにも呼びかけることで広域的な文化交流ができるのではないかと。1階の作品展示を見に来られる来観者も多いことから、2階の舞台発表まで見ていただけるような仕掛けが必要ではないかと。文化祭のプログラムについては、広い世代が楽しめるよう、アンケートを取るなど調査を行い、ニーズを把握する必要があるのではないかと。</p> <p>中央公民館の活用について、現在の郷土資料展示室の場所は動線から外れているため、横瀬古墳に隣接する施設を活用するなど横瀬古墳と歴史資料館を一体的に利用する取り組みができないかと。郷土資料展示室について、展示物の品揃えについては問題ないが、全体的に部屋が暗く、古い感じを受けるため、対策を講じる必要がある。新たな文化芸術活動の創出については、野方荒佐野地区の移民による開拓の物語を漫画化した取り組みは評価に値する。さらに他の題材での漫画化の検討をされ、子どもたちが学ぶ郷土学習教材を増やす取り組みを期待する。文化財やリサイクルなどの取り組みを通して、郷土愛を育む教育を推進すべきである。</p> <p>地域文化活動と文化財の保存伝承については、取り組み内容が充実しており評価できる。</p>
---------	--